

高松港・坂出港長期構想検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、高松港・坂出港長期構想検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、高松港及び坂出港に対する諸要請と両港が今後果たすべき役割などを踏まえ、今後20～30年先（2040～2050年代）を目標とする長期的視点に立った両港における港湾空間の形成とそのあり方について検討する。

(構成)

第3条 委員会は、別表一に掲げる者で構成する。

2 委員会は特定の事項を検討するため、必要がある時は臨時委員を出席させることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員はやむを得ない理由により委員会に出席できない時は、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。

(書面による議事)

第6条 委員長は、やむを得ない理由により委員会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(幹事会)

第7条 委員会のもとに、関係行政機関からなる幹事会を置く。

2 幹事会は、別表二に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行うものとし、第2条の目的に資する個別課題について検討を行うワーキンググループを設置することができる。

(オブザーバー)

第8条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する国の職員がオブザーバーとして出席することができる。

(情報公開)

第9条 委員会は原則として公開とする。ただし、当該委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合など、委員会を非公開にすべきであると委員長が認めたときは、非公開とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、香川県土木部港湾課及び坂出市建設経済部みなと課からなる共同事務局とし、委員会の運営に関する事務を行う。

(雑則)

第11条 本設置要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

- 2 本設置要綱は、必要に応じて見直すことができるものとする。
- 3 第1回委員会の招集については事務局が行うこととする。

附則

この設置要綱は、令和2年12月16日から施行し、目的を達成したときにその効力を失う。

高松港・坂出港長期構想検討委員会 委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名
学識経験者等	公益社団法人日本港湾協会	理事長	須野原 豊
	大阪大学大学院	教授	土井 健司
	香川大学経済学部	教授	古川 尚幸
	香川大学創造工学部	教授	紀伊 雅敦
	株式会社人間科学研究所	所長	池田 弘子
	株式会社日本政策投資銀行	四国支店長	岡井 覚一郎
	scheme verge株式会社	Chief Regional Operations Officer	須田 英太郎
港湾関係者等	高松商工会議所	会頭	泉 雅文
	坂出商工会議所	会頭	石井 淑雄
	一般社団法人香川経済同友会	代表幹事	合田 耕三
	香川県旅客船協会	会長	堀川 満弘
	高松港振興協会	会長	松村 英幹
	坂出港振興協会	副会長	國時 忠能
	高松港運協会	専務理事	竹田 規央
	坂出港運協会	会長	綾 政彦
	公益社団法人香川県観光協会	会長	三矢 昌洋
	一般社団法人香川県トラック協会	会長	楠木 寿嗣
	香川県倉庫協会	副会長	西川 麻美
	香川県漁業協同組合連合会	代表理事会長	嶋野 勝路
国の行政機関職員	国土交通省四国地方整備局港湾空港部	部長	権藤 宗高
	国土交通省四国運輸局交通政策部	部長	軸丸 真二
	高松海上保安部	部長	五十嵐 耕
	坂出税関支署	署長	坂本 悟司
県の行政機関職員	香川県交流推進部	部長	佐藤 今日子
	香川県土木部	部長	西川 英吉
市の行政機関職員	高松市都市整備局	局長	木村 重之
	坂出市	技監	大西 秀樹
オブザーバー	国土交通省港湾局計画課	港湾計画審査官	平井 洋次

高松港・坂出港長期構想検討委員会 幹事名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名
国の行政機関職員	国土交通省四国地方整備局港湾空港部港湾計画課	課長	篠原 真三
	国土交通省四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所	所長	池町 円
	国土交通省四国運輸局交通政策部環境・物流課	課長	森 睦義
	高松海上保安部航行安全課	課長	戸川 義徳
県の行政機関職員	香川県交流推進部交流推進課	課長	横関 則夫
	香川県商工労働部企業立地推進課	課長	大野 貴弘
	香川県土木部港湾課	課長	尾幡 季之
	香川県高松港管理事務所	所長	大廣 政道
市の行政機関職員	高松市都市整備局河港課	課長	三宅 秀造
	高松市創造都市推進局観光交流課	課長	黒田 秀幸
	坂出市建設経済部みなと課	課長	鷺岡 宗利
	坂出市建設経済部産業課にぎわい室	室長	山家 智士
	坂出市建設経済部産業課企業活力推進室	室長	玉井 修司
オブザーバー	国土交通省港湾局計画課	課長補佐	庄司 義明